

CASBEE 評価認証機関制度要綱

(目的)

第1条 本要綱は、建築環境総合性能評価システム CASBEE（以下「CASBEE」という）による建築物の総合的環境性能評価が適切に行われていることを認証する機関を一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（以下「財団」という）が認定するにあたり必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 評価認証

CASBEE による建築物の総合的環境性能評価が適切に行われていることを第三者が認証することをいう。

二 評価認証機関

財団より認定を受けた評価認証を行う法人をいう。

三 評価認証の区分

評価認証機関がその業務を行うことができる範囲区分。

四 評価員

CASBEE 評価員制度要綱に基づく評価員をいう。

五 選任評価員

認証機関より評価認証に関する業務を行うものとして選任された評価認証の区分に応じた評価員をいう。

六 CASBEE 戸建

CASBEE-戸建（新築）をいう。

七 CASBEE 建築

CASBEE-建築（新築）、CASBEE-建築（既存）、CASBEE-建築（改修）をいう。

八 CASBEE 不動産

CASBEE-不動産をいう。

九 CASBEE ウェルネスオフィス

CASBEE-ウェルネスオフィスをいう。

(評価認証の区分及び評価員)

第3条 評価認証機関が行う評価認証の区分とは、次の各号に掲げる区分とする。

一 CASBEE 戸建による評価認証

二 CASBEE 建築による評価認証

三 CASBEE 不動産による評価認証

四 CASBEE ウェルネスオフィスによる評価認証

2 選任評価員は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前項第一号については CASBEE 戸建評価員
- 二 前項第二号については CASBEE 建築評価員
- 三 前項第三号については CASBEE 不動産評価員
- 四 前項第四号については CASBEE ウェルネスオフィス評価員

(有効期間等)

第4条 認証の有効期間は次の各号に定める通りとする。

- 一 CASBEE 戸建、CASBEE-建築（新築）による場合は、竣工日（竣工前の場合には竣工予定日）を起算日として3年を経過した日の前日まで
- 二 CASBEE-建築（改修）による場合は、工事完了日（工事完了前の場合には工事完了予定日）を起算日として3年を経過した日の前日まで
- 三 CASBEE-建築（既存）、CASBEE 不動産、CASBEE-ウェルネスオフィスによる場合は、認証日を起算日として5年を経過した日の前日まで

(認定の申請)

第5条 認証機関の認定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、財団あて、別記様式1により認定の申請を行うものとする。

2 申請者は、別に定める認定に要する費用を財団に納入するものとする。

(認定委員会における審査)

第6条 前条の申請があった場合には、CASBEE 評価認証機関認定委員会（以下「認定委員会」という）において申請者が評価認証機関として適格か否かの審査を行う。

(認定の基準)

第7条 申請者が評価認証機関として適格であると判断する基準は次の通りとする。

- 一 認証対象地域、認証業務の区分、認証評価ツール及び審査方式が明確であること。
- 二 業務の実施事務所及び業務の開始時期が明確であること。
- 三 申請する評価認証の区分に応じた CASBEE 評価員が2名以上存すること。
- 四 職員、組織、評価認証業務の実施方法が適切であること。
- 五 前号の評価認証業務を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 六 役員の構成、資本関係等が、認証業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(評価認証機関の認定)

第8条 理事長は、認定委員会における審査結果を踏まえ、申請者を評価認証機関として認定することが出来る。

2 前項の認定をした場合、財団は、別記様式2による認定書を申請者に交付する。

(連絡会議)

第9条 CASBEE 評価ツール及び評価認証等に関する情報交換を目的として、CASBEE 評価認証機関等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 一 評価認証機関は、評価認証の業務の公正・円滑な運営を図るために、連絡会議の会員とならなくてはならない。
- 二 連絡会議の構成員は、評価認証機関、地方公共団体及び財団とし、連絡会議の事務局は、財団とする。
- 三 評価認証機関は、別に定める連絡会議の会費を財団に納めるものとする。

(認証業務規程)

第10条 評価認証機関は、評価認証の業務に関する規程（以下「認証業務規程」という。）を定め、認証業務の開始前に、財団に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認証業務規程には、評価認証の業務の実施に必要な事項として次に掲げるものを定めることとする。

- 一 評価認証の業務を行う時間及び休日
- 二 事務所の所在地及びその事務所が評価認証の業務を行う区域
- 三 評価認証を行う区分
- 四 評価認証の業務の実施方法
- 五 評価認証に係る手数料の額
- 六 選任評価員の選任及び配置
- 七 その他評価認証の業務の実施に関し必要な事項

3 財団は、認証業務規程が、評価認証の業務を公正かつ的確に実施する上で不適當であると認めるときは、その認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(評価認証の区分等の表示)

第11条 評価認証機関は、評価認証の区分、評価認証の手数料等の事項を、ホームページ等への表示により利用者に示さなければならない。

(選任評価員の選任と解任)

第12条 評価認証機関が評価認証を行うときは、選任評価員を選任し、その業務を行わせなければならない。

- 2 選任評価員のうち少なくとも1名は評価認証機関に所属する常勤職員でなければいけない。
- 3 財団は、選任評価員が認証業務規程に違反したとき、又は評価認証に関し著しく不適當な行為をしたときは、評価認証機関に対しその選任評価員を解任すべきことを命ずることができる。

(認定内容の変更)

第13条 評価認証機関は、氏名または名称、住所、代表者の氏名、評価認証の業務を行う事務所の所在地、選任評価員の氏名、評価認証の業務を行う部門の管理者の氏名、評価認証の区分、評価認証の業務を行う区域等を変更しようとするときは、変更後すみやかに、その旨を財団に届け出なければならない。

(認定の更新)

第14条 評価認証機関の認定の有効期間は5年とする。

- 2 認証機関の認定の更新を受けようとする評価認証機関は、別記様式6により、その旨を財団に届け出なければならない。
- 3 第6条から第9条の規定は、前項の更新の場合について準用する。

(認証業務の休廃止等)

第15条 評価認証機関は、評価認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式7により、あらかじめ、その旨を財団に届け出なければならない。

- 2 財団は、第1項の規定による届出があったときはホームページ上でその旨を表示する。
- 3 評価認証機関がその業務の全部を廃止したときは、全ての認証物件の業務実績報告一覧を財団に提出しなければならない。

(認証書等の交付)

第16条 評価認証機関は認証を受けた評価認証申請者（以下、「認証取得者」という。）に対し「認証書」「評価結果」「認証票」を交付する（電子データのものを含む）。

(認証取得者の評価書等の使用)

第17条 認証取得者は、「認証書」「評価結果」「認証票」を認証された物件自体への表示、カタログ等の冊子、ホームページ等の電子表示の方法で使用することができる

2. 認証取得者は「認証書」「評価結果」「認証票」については、そのデザイン及び色彩を変更して使用することはできない。但し、モノクロで表示する場合には、グレースケールに変更して使用することができる。
3. 「認証書」に記載の有効期限を過ぎた場合、認証取得者は第1項並びに第2項に定める表示を行うことはできない。ただし、有効期限を過ぎている旨を明らかに付記する場合には、この限りではない。
4. 認証取得者が、評価認証機関に変更届の提出を行い、「認証書」「評価結果」「認証票」の記載内容に変更が生じた場合には、従前の「認証書」「評価結果」「認証票」は使用することはできない。

(認証票使用料)

第18条 評価認証機関は、別に定める認証票使用料を財団に納めるものとする。

(実績報告及び公表)

第19条 評価認証機関は、当該年度に認証を行った場合は、年度別業務実績一覧表（別記様式11）により、次に掲げる事項を財団に報告する。

- 一 認証機関名
- 二 認証番号
- 三 建物名称
- 四 評価区分

- 五 評価認証を行った年月日
- 六 当該建物の評価認証の業務に関する手数料の額
- 2 評価認証機関は、申請段階で財団ホームページへの掲載承諾を得るとともに認証を行った場合には認証取得者に対して、評価結果書、物件写真の提出を求めるものとする。
 - 3 財団は、認証物件について評価認証機関より実績報告シート（別記 12）、評価結果書、物件写真の提出があった場合には、速やかにその内容を公表する。
 - 4 評価認証機関は認証物件について、認証から 60 日以内に財団に報告するものとする。

（書類の保存）

第 20 条 評価認証機関は、認証物件の申請書及び審査用関係書類を認証期間満了時まで保存しておかなければならない。

（監督命令）

第 21 条 財団は、評価認証の業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、評価認証機関に対し、評価認証の業務に関し監督上必要な指示をすることができる。

（地方公共団体の取扱い）

第 22 条 地方公共団体が評価認証の業務を行うために申請をした場合には、本要綱に定める評価認証機関に準じて当該地方公共団体を評価認証機関とすることができる。

（秘密保持義務等）

第 23 条 評価認証機関の役職員（評価員を含む。）及び委員等の関係者並びにこれらのものであった者は、評価認証の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

附則

この要綱は、平成 19 年 1 月 8 日より施行する。

改正 平成 20 年 5 月 30 日

改正 平成 25 年 8 月 7 日

改正 平成 27 年 5 月 19 日

改正 平成 27 年 12 月 22 日

改正 2021（令和 3）年 3 月 1 日

改正 2022（令和 4）年 4 月 1 日

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則は廃止する

CASBEE 機関認証制度認定委員会設置規程は廃止する

CASBEE 認定機関の事業譲渡に関する取り扱いは廃止する

CASBEE 評価認証機関等連絡会議設置規程は廃止する

「認証書」「評価結果」「認証票」の使用に関する定めは廃止する

CASBEE 評価認証機関認定申請書

(年月日)

財団理事長 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関制度要綱第5条に基づき、CASBEE 評価認証機関認定を申請します。

1. 認定を受けようとする評価認証の区分
2. 評価認証の業務を行う事務所の名称及び所在地
3. 選任評価員の氏名
4. 役員 の氏名
5. 評価認証を行う部門の管理者の氏名
6. 評価認証を行う区域
7. 評価認証の業務を開始しようとする年月日

添付書類

- (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書
 - (3) 役員 の氏名及び略歴
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 事務所の所在地を記載した書類
 - (6) 選任評価員となる者の氏名及び略歴
 - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (8) 評価認証の業務の実施に関する計画を記載した書類
- その他参考となる事項を記載した書類

CASBEE 評価認証機関認定書

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名 殿

標記の者は CASBEE 評価認証機関制度要綱第8条の規定に基づき、
下記により CASBEE 評価認証機関として認定します。

記

機 関 名 :

認定番号 :

評価認証の区分 :

対象地区 :

期 間 : 自 (年月日 (認定日の翌日))

至 (年月日 (5年後))

(年月日)

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理 事 長

CASBEE 認証業務規程届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

認証業務規程を定めたので、CASBEE 評価認証機関制度要綱第10条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

CASBEE 認証業務規程変更届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

認証業務規程を変更したので、CASBEE 評価認証機関制度要綱第10条
第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

CASBEE 評価認証機関変更届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記のとおり

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 評価認証を行う事務所の所在地
- (3) 選任評価員の氏名
- (4) 評価認証の業務を行う部門の管理者の氏名
- (5) 評価認証の区分
- (6) 評価認証の業務を行う区域

を変更するので、CASBEE 評価認証機関制度要綱第13条の規定に基づき、
届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更理由

CASBEE 評価認証機関認定更新申請書

(年月日)

財団理事長 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

認定の更新を受けたいので、CASBEE 評価認証機関制度要綱第14条の規定に基づき、申請します。

1. 認定番号
2. 認定の有効期限 年 月 日
3. 評価認証の区分
4. 評価認証を行う事務所の所在地
5. 選任評価員の氏名
6. 役員の氏名 (申請者が法人である場合に限る)
7. 評価認証の業務を行う部門の管理者の氏名
8. 評価認証の業務を行う区域

CASBEE 認証機関業務休廃止届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関制度要綱第15条の規定に基づき、評価認証の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので次のとおり届け出ます。

1. 休止（廃止）しようとする評価認証の業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

(別記 8-1 第 16 条関係：認証書様式例) (第 3 条第一号に定める区分の場合)

(認証番号)

C A S B E E 戸建評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づき評価した結果
C A S B E E による建築物の総合環境性能評価が的確であると認証
する

記

評 価 () ランク

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 段 階 :
評 価 ツ ー ル :
有 効 期 限 :

(交付年月日)
(C A S B E E 評価認証機関)
(代表者)

(認証番号)

C A S B E E 建築評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づき審査した結果
C A S B E E による建築物の総合環境性能評価が的確であると認証
する

記

評 価 () ランク

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 段 階 :
評 価 ツ ー ル :
有 効 期 限 :

(交付年月日)
(C A S B E E 評価認証機関)
(代表者)

(別記 8-3 第 16 条関係：認証書様式例) (第 3 条第三号に定める区分の場合)

(認証番号)

C A S B E E 不動産評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づき審査した結果
C A S B E E-不動産による評価結果が的確であると認証する

評 価

(★のランク表示) () ランク () 点

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 ツ ー ル :
有 効 期 限 :

(交付年月日)

(C A S B E E 評価認証機関)

(代表者)

(別記8-4 第16条関係：認証書様式例) (第3条第四号に定める区分の場合)

(認証番号)

CASBEE ウェルネスオフィス 評価認証書

審査の結果、CASBEE-ウェルネスオフィスによる
評価結果が下記の通りの確であることを認証する

評 価

(★のランク表示) () ランク () 点

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 ツ ー ル :
有 効 期 限 :

(交付年月日)

(CASBEE 評価認証機関)

(代表者)

(別記9-1 第16条関係：評価結果様式例) (第3条第一号に定める区分の場合)

CASBEE®-戸建(新築)

評価結果

■使用評価マニュアル:

CASBEE-戸建(新築) 2014年版

■使用評価ソフト:

CASBEE-DH_NC_2014v1.0

1-1 建物概要			1-2 外観		
建物名称	0		仕様等の確定状況	建物の仕様	一部確定
竣工年月	2014年●月●日	予定		持ち込み家電等	一部確定
建設地	●●●●●市		<備考>	外構の仕様	確定
用途地域	0	仮			
省エネルギー地域区分	6 地域				
構造・構法	0	0			
階数	2	0			
敷地面積	110 m ²	0	評価の実施日	2014年●月●日	外観/パース等 図を貼り付けるときは シートの保護を解除してください
建築面積	75 m ²	#####	作成者	○○○○	
延床面積	150 m ²		確認日	2014年●月●日	
世帯人数	4	0	確認者	□□□□	

2-1 戸建の環境効率 (BEEランク&チャート)	2-2 ライフサイクルCO ₂ (温暖化影響チャート)	2-3 大項目の評価 (レーダーチャート)
<p>BEE = 1.4 ★★★★★</p> <p>S: ★★★★★ A: ★★★★★ B: ★★★★★ B': ★★ C: ★</p> <p>環境負荷 L</p>	<p>★☆☆☆☆ ~0% ★☆☆☆☆ ~50% ☆☆☆☆☆ ~75% ☆☆☆☆☆ ~100% ☆☆☆☆☆ 100%超 ☆</p> <p>戸建標準計算</p> <p>このグラフは、LR3中の「地球温暖化への配慮」の内容を、一般的な住宅(参照値)と比べたライフサイクルCO₂排出量の目安で示したものです。</p>	<p>Q1 室内環境を快適・健康・安心にする</p> <p>Q2 長く使い続ける</p> <p>Q3 まちなみ・生態系を豊かにする</p> <p>LR1 エネルギーと水を大切に使う</p> <p>LR2 資源を大切に使いゴミを減らす</p> <p>LR3 地球・地域・周辺環境に配慮する</p>

2-4 中項目の評価 (バーチャート)		
<p>Q 環境品質 Qのスコア = 3.0</p>		
<p>Q1 室内環境を快適・健康・安心にする</p> <p>Q1のスコア = 3.0</p>	<p>Q2 長く使い続ける</p> <p>Q2のスコア = 3.0</p>	<p>Q3 まちなみ・生態系を豊かにする</p> <p>Q3のスコア = 3.0</p>
<p>LR 環境負荷低減性 LRのスコア = 3.5</p>		
<p>LR1 エネルギーと水を大切に使う</p> <p>LR1のスコア = 4.3</p>	<p>LR2 資源を大切に使いゴミを減らす</p> <p>LR2のスコア = 3.0</p>	<p>LR3 地球・地域・周辺環境に配慮する</p> <p>LR3のスコア = 3.3</p>

3 設計上の配慮事項		
総合	その他	
Q1 室内環境を快適・健康・安心にする	Q2 長く使い続ける	Q3 まちなみ・生態系を豊かにする
LR1 エネルギーと水を大切に使う	LR2 資源を大切に使いゴミを減らす	LR3 地球・地域・周辺環境に配慮する

(別記9-2 第16条関係：評価結果様式例) (第3条第二号に定める区分の場合)

評価結果

CASBEE®-建築(新築)

使用評価ソフト : CASBEE-BD_NC_2014(v2.0)

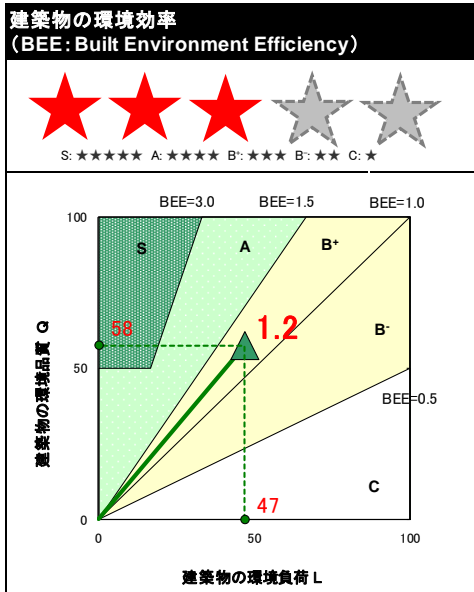
認証番号 : (認証番号を記入)

交付日 : 2015年9月9日

(認証物件名)

(認証機関名)

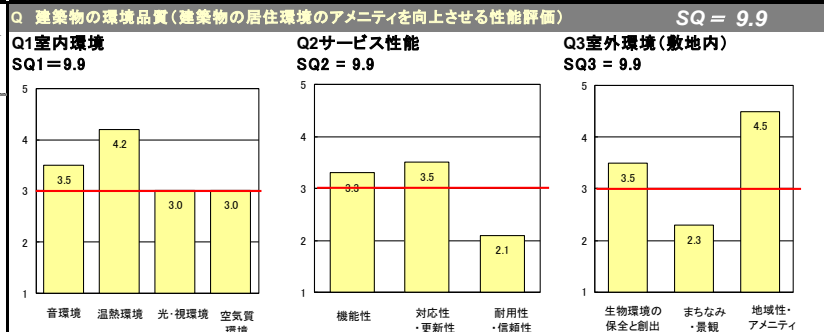
建物用途		敷地面積	9999.99㎡
建設地		建築面積	999.99㎡
気候区分		延床面積	9999.99㎡
地域・地区		階数	地上99F、地下99F
竣工日	2008年3月5日	構造	RC造



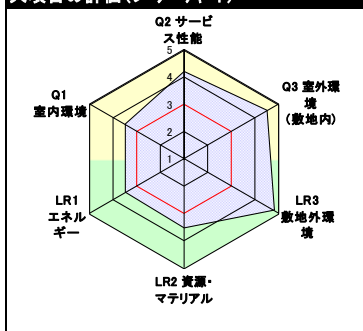
ライフサイクルCO₂(温暖化影響チャート)



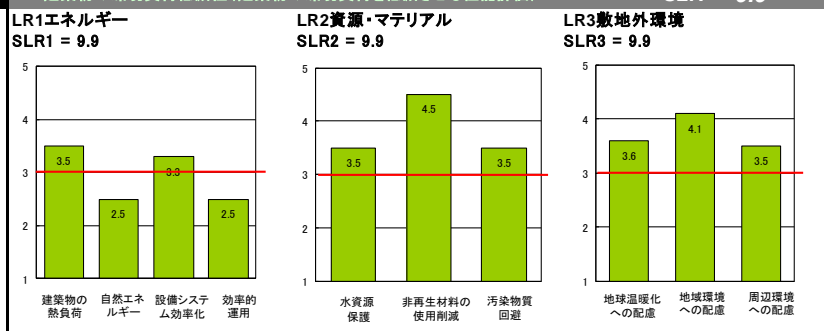
中項目の評価(バーチャート)



大項目の評価(レーダーチャート)



LR 建築物の環境負荷低減性(建築物の環境負荷を低減させる性能評価) **SLR = 9.9**



(別記9-3 第16条関係：評価結果様式例) (第3条第三号に定める区分の場合)

CASBEE®-不動産 【オフィス】 **評価結果**

建物名称	〇〇ビル	敷地面積	9,000 m ²	評価の段階	運用段階評価
建設地	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇	建築面積	8,500 m ²	評価の実施日	20XX/XX/XX
用途地域	商業地域、防火地域	延床面積	50,000 m ²	作成者	〇〇〇
建物用途	事務所	階数		不動産評価員番号	
竣工年月	19XX/XX/XX	構造	地上〇〇F	確認者	20XX/XX/XX
直近の大規模改修実施年月	20XX/XX/XX	構造	RC造	確認者	〇〇〇
		平均居住人員	XXX 人	不動産評価員番号	
		年間使用時間	XXX 時間/年		

評価結果	76.3 / 100	合計	5 ランク: ★★★★★	78
(得点 / 満点)			A ランク: ★★★★★	66
			B+ ランク: ★★★★★	60
			B ランク: ★★★★★	50

ポイントは小数点第1位までの表示とする

1. エネルギー・温暖化ガス

評価	最大加算	必須項目	指標	評価値
適合		省エネルギー基準への適合、目標設定、モニタリング、運用管理体制	指標 (*は参考値)	
1.0	加算1	根拠等 PALL, CEOは基準以下、年間実績を記録し、ベンチマーク比較実施	一次エネルギー(目標値)	1,850 MJ/m ² ・年
20.0	25	テナントと共同で省エネ目標設置	一次エネルギー(計画値)	1,554.0 MJ/m ² ・年
			二次エネルギー(*)	159.0 kWh/m ² ・年
			CO2排出量(*)	68.0 kg-CO2/m ² ・年
			CO2排出量(計画値)	2,031.0 MJ/m ² ・年
			二次エネルギー(*)	208.0 kWh/m ² ・年
			CO2排出量(*)	89.0 kg-CO2/m ² ・年
			利用率	12.0 %
3.0	5			
5.0	5			
25.0	35			

2. 水

評価	最大加算	必須項目	指標	評価値
適合		目標設定、モニタリング、運用管理体制	水使用量(目標値)	680.0 L/m ² ・年
4.0	5	根拠等 水使用実績を把握	水使用量(計画値)	680.0 L/m ² ・年
3.0	5	根拠等 節水利用を含む	水使用量(実績値)	800.0 L/m ² ・年
7.0	10			

3. 資源利用/安全

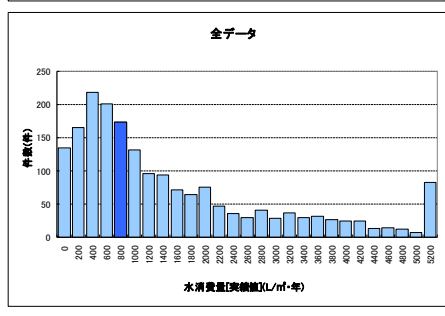
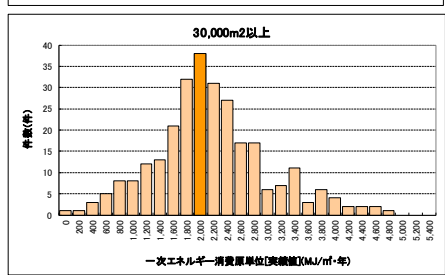
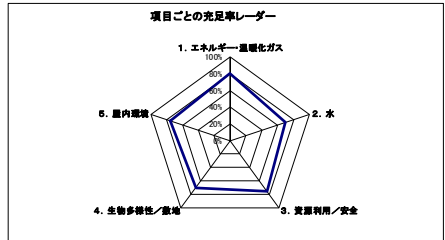
評価	最大加算	必須項目	指標	評価値
適合		新耐震基準への適合または仕様、仕様		
5.0	5	根拠等 80%以上の改修工事を実施済み		
3.0	5	3.1 高耐震・免震等 ①と②の点数の高い方で評価		
3.0	5	① 耐震性 基準法レベル		
5.0	5	② 免震・制振機能 免震装置を設置		
2.0	5	3.2 再生材利用 ①と②の平均で評価する		
3.0	5	① 躯体材料 物リサイクル材を用いていない		
1.0	5	② 非構造材料 物リサイクル材を用いていない	リサイクル材品目数(非構造材)	0 品目
5.0	5	3.3 躯体材料の耐用年数 根拠等 住宅性能表示制度等級3相当	経過年数+今後の想定耐用年数	75 年
3.0	5	3.4 主要設備機器の更新必要期間/設備の自給率向上/維持管理 ①、②、③の平均値で評価	更新年数の平均値	15 年
3.0	5	① 主要設備機器 5年を主要更新期間として計画	自給率向上の取組数	3 ポイント
4.0	5	② 設備(電力等) 5年以内(発電機から駆動機(4時間)、太陽光発電)	維持管理に関する取組数	3 ポイント
2.0	5	③ 維持管理 維持管理及び設備管理の業務仕様書に記録配慮を明記		
15.0	20			

4. 生物多様性/敷地

評価	最大加算	必須項目	指標	評価値
適合		特定外来生物・未特定外来生物・要注意外来生物を使用しない		
3.0	5	根拠等 特定外来生物(栽培、輸入等)環境者お困り(要注意外来生物)を遵守		
4.1 生物多様性の向上		① 2種以上の植物を植栽する	② 取組表による場合のポイント数	1 ポイント
4.0	5	根拠等 地域の自然環境に配慮した緑生計画としている。		
4.2 土壌環境品質/PAU/FW/FW/再生		根拠等 法定調査実施、影響調査の届出、拡散防止、汚染の除去		
3.0	5	① 土壌環境品質 法定調査実施、影響調査の届出、拡散防止、汚染の除去		
4.0	5	4.3 公共交通機関の接近性 根拠等 駅直結が徒歩10分		
3.0	5	4.4 自然災害リスク対策 根拠等 液状化、津波、地震災害、落雷の恐れはない。	リスクの合計数	2 種類
4.0	5	水害、地震等のリスクがあるが有効な対策を実施		
14.0	20			

5. 屋内環境

評価	最大加算	必須項目	指標	評価値
適合		建築衛生管理の標準または質問票への適合		
3.3	5	根拠等 建築衛生管理の記録を保管しており、基準を準拠		
3.0	5	5.1 昼光利用 ①の点数×2/3+②の点数×1/3	開口率	14.0 %
4.0	5	① 自然採光 開口率14%	昼光利用設備	1 種類
4.0	5	② 昼光利用設備 ライトレール設置		
4.0	5	5.2 自然換気性能 根拠等 有効開口面積が居室面積の1/25		
4.0	5	5.3 騒音 根拠等 全ての執業者が十分な屋外騒音を得られる型を設置	天井高	2.0 m以上
11.3	15			



環境性能の特徴

- ・建物の省エネルギー性能、及び節電に関する運用上の工夫により、エネルギー/温暖化ガスの項目が高い評価となっている。
- ・きめ細かいメンテナンスの実施により、法定耐用年数を上回る更新必要期間となっており、資源利用/安全の項目で高い評価となっている。
- ・水の使用実績が、設備仕様や館内人数から想定される使用量を上回っており、運用上の工夫の余地があるものと考えられる。
- ・公共交通が至便の他に、また自然災害リスクの少ないことが、生物多様性/敷地の項目で評価点を高めている。
- ・採光面積、自然換気開口率なども高く、屋内環境の評価点を高めている。

評価機関、評価員記名欄

認証機関記名欄

(別記9-3 第16条関係：評価結果様式例) (第3条第四号に定める区分の場合)

CASBEE®-ウェルネスオフィス | 評価結果 |

■使用評価マニュアル：CASBEE-ウェルネスオフィス2019年版 ■使用評価ソフト：CASBEE-WO_2019(v1.1)

1-1 建物概要			1-2 評価パターン		
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F	評価対象	パターン2
建設地	〇〇県〇〇市	構造	0	1-3 外観	
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人	外観パース等 図を貼り付けるときは シートの保護を解除してください	
地域区分		年間使用時間	XXX 時間/年(想定値)		
建物用途	0	評価の段階			
竣工年	201●年●月 0.0	評価の実施日	201●年●月●日		
敷地面積	XXX m ²	作成者	〇〇〇		
建築面積	XXX m ²	確認日	201●年●月●日		
延床面積	15,000 m ²	確認者	〇〇〇		

2-1 総合評価	2-2 大項目の評価(レーダーチャート)
<p>Rank: B- 49.6 /100</p> <p>S ランク: ★★★★★ > 75 A ランク: ★★★★☆ ≧ 65 B+ランク: ★★★☆☆ ≧ 50 B-ランク: ★★☆☆☆ ≧ 40 C ランク: ★☆☆☆☆ < 40</p>	

2-3 中項目の評価(バーチャート)		
基本性能		
<p>Qw1 健康性・快適性 Score= 3.0</p> <p>空間・内装 音環境 光・視環境 熱・空気環境 リフレッシュ 運動</p>	<p>Qw2 利便性 Score= 3.0</p> <p>移動空間・コミュニケーション 情報通信</p>	<p>Qw3 安全・安心 Score= 2.8</p> <p>災害対応 有害物質対策 水質安全性 セキュリティ</p>
<p>運用管理</p> <p>Qw4 運営管理 Score= 3.0</p> <p>維持管理計画 満足度調査 災害時対応</p>	<p>プログラム</p> <p>Qw5 プログラム Score= 3.3</p> <p>メンタルヘルス対策 社内情報共有 健康増進プログラム 医療サービス インフラ</p>	<p>参考: 知的生産性の視点に基づいた評価</p> <p>作業効率 知識創造 意欲向上 人材確保</p>

3 設計上の配慮事項		
総合		
Qw1 健康性・快適性	Qw2 利便性	Qw3 安全・安心
Qw4 運営管理	Qw5 プログラム	その他

(別記10 第16条関係：認証票)

CASBEE 評価認証機関制度要綱第16条に基づく、認証票は次によるものとする。認証票の使用に関しては、別に定める規定に従うものとする。

(カラーの場合)



(モノクロの場合)



注 1. ツール名は次のように記載する。

CASBEE-建築（新築）は「新築」、CASBEE-建築（既存）は「既存」、CASBEE-建築（改修）は「改修」、CASBEE-戸建（新築）は「戸建（新築）」、CASBEE-不動産は、「不動産」、CASBEE-ウェルネスオフィスは、「ウェルネスオフィス」または「スマートウェルネスオフィス」

2. ツール名に続けて認証交付年を西暦で記載する。

3. 評価認証機関名を記載する。必要に応じ評価認証機関の略称を併記することができる。

(別記11 第19条関係：年度別業務実績一覧表)

業務実績一覧表(令和〇度分)

【戸建】【建築】【不動産】【WO】

〇〇〇.3.31時点での内容をご記入下さい。↓

	認証機関	認証番号	建物名称	評価区分	認証日	審査料(税込)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(別記12 第19条関係：実績報告シート)

CASBEE 戸建

通し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	建物の名称	評価結果書	写真	認証日	申請者(個人/法人名)	建設地(市町村迄)	建物用途	評価ツール	ランク	有効期限	設計者	施工者	評価認証延床 面積(m ²)	BEE
1																
2																
3																
4																
5																

CASBEE 建築

通し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	建物の名称	認証日	申請者(法人名)	建設地(市町村迄)	建物用途	評価ツール/段階	ランク	有効期限	BEE	評価認証延床 面積(m ²)
1												
2												
3												
4												
5												

CASBEE 不動産

通し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	建物の名称	認証日	申請者(法人名)	建設地(市町村迄)	建物用途	評価ツール	ランク	有効期限	竣工年月	評価認証延床 面積(m ²)	点数
1													
2													
3													
4													
5													

CASBEE ウェルネスオフィス

通し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	申請者(法人名)	建物の名称	ランク	認証タイプ	総合環境 性能評価	認証日	有効期限	建設地	評価ツール	竣工年月	評価認証延床 床面積(m ²)	点数
1														
2														
3														
4														
5														